

シリーズ 憲法の基礎

日本国憲法が公布された1946年11月、内閣の「法制局」が『新憲法の解説』を発行しました。その「第二章 戦争の放棄」について、次の一節があります。

「原子爆弾の出現は、戦争の可能性を擴大(かくだい)するか、又は逆に戦争の原因を終熄(しゆうそく)せしめるかの重大段階に到達した」
「識者は、まづ文明が戦争を抹殺しなければ、やがて戦争が文明を抹殺するであろうと眞剣(しんけん)に考えてゐる」
まさに核時代に突入する中で、戦争と人類は共

9条2項

広島・長崎の経験

存できないという認識が9条成立の背景にあるのです。

46年3月20日、枢密院で行われた幣原(しではら)喜重郎首相の帝国憲法改正案「説明要旨」は次のように述べていました。

「原子爆弾ノ發明ハ世ノ主戦論者ニ反省ヲ促シタノdealガ、今後ハ更(さら)ニ之ニ幾十倍幾百倍スル破壊的武器モ發明サレルカモシレナイ」
「他日新タナル兵器ノ偉力ニ依リ短時間ニ交戦国ノ大小都市悉(ことごと)ク灰燼(かいじん)ニ歸シ數百万ノ住民ガ一朝塵殺セララルル惨状ヲ覓ルニ至ラバ、列国ハ漸ク目醒メテ戦争ノ抛棄(ほうき)ヲ眞剣ニ考エルコトトナルデアラウ」

幣原は、核戦争で数百万の人間が一瞬にして殺

されるときが来ると警告したのです。そのうえで、諸国がいつかは憲法9条が示す大道についてくる、としました。こうした発言は、日本国憲法制定(明治憲法改正)議会の審議でたびたび出てきます。

45年4月、6月にかけて議論され決定された国連憲章は「武力による威嚇、武力の行使」を原則禁止したのに対し、日本国憲法は「戦力不保持」にまで飛躍を遂げています。そこには残酷な侵略戦争への徹底した反省とともに、45年8月のヒロシマ・ナガサキへの人類初の原爆投下という経験が刻まれていました。

核兵器禁止条約が国連で締結されるに至ったいま、改めて9条2項の人類史的重みが浮かびあがります。(随時掲載)